

要求水準書及び必須項目確認表 1/6

必須項目 審査基準		プロポーザル時		基本設計完了時		
		提案内容	頁	提案内容	参照資料	発注者支援確認
施設 計画	① 史実に忠実な復元	・宝暦大修理後（焼失前と同じ）の天守閣を復元	28			
		・復元の設定年代は、大天守の宝暦大修理後（焼失前と同じ）とする。				
		・大天守・小天守とも穴蔵（地下1階）から上をすべて木造で復元することを原則とする。	1,28			
		・大天守・小天守とも意匠のみならず、材料・工法とも、すべて焼失前に倣うことを原則とする。	28 ・ 56 ・ 59			
		・有識者等による復元検討会を開催し、昭和実測図、昭和実測図野帳、金城温古録、熟田之記、ガラス乾板等の資料【参考資料26、27、28、29、30】より史実に忠実な復元のため、復元年代、木材樹種の推定、各部材の形状寸法、工法やバリアフリー対応などについて、復元検討会で検討され、本市が方針を決定するために必要な資料等及び文化庁の「復元検討委員会」における審査のための報告書、現状変更申請の資料等を作成すること。	●史実に忠実な復元と調査・協議による仕様決定の体制整備 ・発注者との一体的な体制構築と復元方針策定 ・発注者のスムーズかつタイムリーな協議申請を全面的にサポート。	4		
		・木材は、原則、国産材とする。調達が困難な樹種については、代替案を提案する。	下記記載			
		・築城時から昭和20年の戦災の痕跡をとどめ現在に至っている歴史的価値の高い遺構である。	—			

## 要求水準書及び必須項目確認表 2/6

必須項目 審査基準	プロポーザル時		基本設計完了時		
	提案内容	頁	提案内容	参照資料	発注者支援確認
	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事着手前の天守台石垣の埋蔵文化財（裏込め部分等）の事前調査が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現天守閣の解体までに、弊社と石垣調査実績のある企業とが協業して石垣調査を実施。（工程計画に裏込め調査記載あり）</li> </ul>	2,23,24		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>現天守解体に伴う石垣工事範囲については、事前調査により状況を把握した上で工事を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>石垣工事に先立ち、三次元測量等による確実な調査と報告書作成を実施。（工程表にも記載）</li> </ul>	2		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>焼失時の被熱による劣化が著しく、工事中の振動や衝撃には十分な配慮が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事の影響から石垣および遺構を保護する方策が記載されている。</li> </ul>	63		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>焼失時の被熱による劣化が著しく、天守閣の荷重を支えることができないことから、石垣には荷重がかからない計画とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>天守閣の荷重を石垣にかけない方策が記載されている。</li> </ul>	56		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備方針としては、次の2パターンを検討する。 ①現状維持のための保存対策工事を行う。 ②積直しを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状維持・保存対策案と積み直し案の2パターンが提案されている。 ①地層部分の取り外しとはらみのある北面の積み直し。 　現場説明会・市民大討論会での方針による、地層（外部・穴蔵）の石垣 　取り外しと取り外し時調査、城内保管、積み直し。 ②指定範囲の全面積み直し。</li> </ul>	6~19 23,24 63,64		
	整備方法については、有識者等による復元検討会での検討及び方針の決定と文化庁における「復元検討委員会」の審査により決定される。【参考資料23、24、25】	-	-		

## 要求水準書及び必須項目確認表 3/6

必須項目 審査基準		プロポーザル時		基本設計完了時		
		提案内容	頁	提案内容	参照資料	発注者支援確認
③ 現天守閣	・現天守閣の詳細な記録を残すため、解体前の調査が必要である。	・現天守閣を後世に伝えるための記録・資料作成に必要な調査は、解体前に弊社と外部専門家との協業にて実施。	2			
	・ケーソン基礎は撤去しないものとし、再利用または、新たな基礎等を検討し構築する。再利用を行う場合は、補強後を含め耐久性の確認を行うものとする。また、ケーソン基礎以外の地中を荒らすような新たな掘削を伴う杭基礎等は不可とする。	・調査の上、ケーソン基礎の再利用を検討。ケーソン基礎が再利用できない場合は、ケーソン内に支持層に到達する杭を構築。	56			
	・解体については、騒音、振動、および解体行為に対する市民感情や景観に配慮した工法を採用する必要がある。	・ワイヤーソーによる解体とクラッシャー重機による解体工法の併用、ブロック解体部材の場外搬出先での小割り処分による騒音対策。 ・解体前に素屋根の壁部分を先行構築し、防音パネルを設置することで、解体時の騒音伝播を防止。素屋根外装への名古屋城外観の掲示。	7, 13 62			
	・解体工事前の設備配管接合部アスベスト材の処理が必要となる。（現地調査による）	・現天守閣解体前のアスベスト調査を実施。 【3/11質疑第1回No.11：設備配管接合部のアスベスト処理費を見込んでいるか】 ・3/17回答：含んでおります。但し現地調査を行っていませんので想定金額（レベル3程度の処理費）となります。正確な金額は現地調査後となります。	2			
	・解体に先立ち、現天守閣の記憶を後世に伝える方策の検討が必要である。	・現天守閣の記憶を後世に伝える方策が提案されている。	67			
	・金鯱の保存方法について検討すること。【参考資料3、4、5】	・コスト縮減案として金鯱の再利用が提案されている。 ・解体の記憶として展示やモニュメントに活用の提案。	21 67			

## 要求水準書及び必須項目確認表 4/6

必須項目 審査基準		プロポーザル時		基本設計完了時		
		提案内容	頁	提案内容	参照資料	発注者支援確認
施設 計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在工事中の本丸御殿は、平成30年のオープンを目指しており、同時に工事が重なることとなる。その間の入場者の安全な動線を確保すること。</li> <li>工事に先立ち、小天守閣内の重要文化財等及び大天守閣展示物を移転する仮収蔵庫を建設して、移転先を確保すること。建設場所は城外の隣接地を借用する。仕様（予定）は以下のとおり。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○小天守閣内重要文化財仮収蔵庫：床面積約500m<sup>2</sup>, 24時間恒温恒湿空調、防火、防湿、防振に配慮のこと</li> <li>○大天守閣展示物仮収蔵庫：床面積約350 m<sup>2</sup> 実物展示品のみ（模型展示品は対象外）</li> <li>24時間恒温恒湿空調、防火、防湿に配慮のこと</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入場者動線と工事動線は明確に分けられている。本丸御殿近接作業は閉館時間に行う提案となっている。</li> <li>仮収蔵庫を名古屋城外の敷地に設定している。</li> </ul>	65 6~19 21			
④ 仮設計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事用進入路は、天守閣北側の堀を渡った名城公園からの設置とすること。</li> <li>石垣等の遺構の保護を徹底すること。</li> <li>素屋根等の設置に際しては、景観等観光地であることに十分配慮し工夫を凝らしたものとし、木造復元の過程を見学できるようにすること。</li> <li>入場者の安全確保に十分配慮すること。</li> <li>掘削や石垣からの控えが取れないことに留意すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事用進入路を名城公園側に設けている。（仮設平面図による）</li> <li>石垣、遺構保護対策が提案されている。</li> <li>観光・景観、および見学対応に配慮した施工計画として提案されている。</li> <li>入場者動線と工事動線は明確に分けられている。</li> <li>工事の影響から石垣および遺構を保護する方策が記載されている。</li> <li>石垣に荷重をかけない施工方法を提案している。</li> </ul>	62, 65 63 62, 66 65 63 64			

## 要求水準書及び必須項目確認表 5/6

## 必須項目審査基準

		プロポーザル時		基本設計完了時	
		提案内容	頁	提案内容	参照資料
⑤ 建築基準法	・建築基準法第3条第1項第四号による認定を条件とする。	・建築基準法3条認定のための性能向上策を想定して提案されている。 ・建築基準法3条適用に必要な調査・実験等を見込んでいる。 ・建築基準法3条適用のための協議や調査により付加される可能性のある事項を工事費に見込んでいる。	1 2 22		
	・認定の要件として、構造及び防火・避難の安全性の確保が必要であるため、現行法同等以上の評定・評価の取得等が必要となる。	・構造評定等を受審するにあたり調査や実験を行う。 ・防災・避難についてはシミュレーション・実験等を実施し、有識者や防災計画委員会と協議。	2 29		
	・現行法と同等以上の耐震基準を満たすこと。	・現行法と同等の耐震基準（震度6強程度の地震では倒壊しない）を満足させる計画としている。	58		
⑥ 消防法及び名古屋市火災予防条例	・消防設備等については、消防法第17条第3項に基づく総務大臣の認定等により緩和を受けること。	・消防局、防災設備協議を見込んでいる。	29		
	・火災予防条例については、条例に適合していると認められるような代替案を検討し、名古屋市消防長の同意を得ること。	・各種の消防設備の提案をしている。 ・消防庁同意までのスケジュールを記載している。	31 29		
⑦ バリアフリー化	・バリアフリーに配慮したものであること	・ユニバーサルデザイン、バリアフリーに関する各種の提案がされている。	30		
工事中の来場者の安全が確保されていること。		・来場者動線と工事動線は明確に分けられている。	65		
石垣など遺構の保護対策が行われていること。		・石垣、遺構保護対策が提案されている。	63		

## 要求水準書及び必須項目確認表 6/6

必須項目 審査基準	プロポーザル時		基本設計完了時		
	提案内容	頁	提案内容	参照資料	発注者支援確認
工期	<p>天守閣木造復元工事については完成期限が平成32年7月31日以前であること。石垣等その他の部分については天守閣の竣工後9年以内であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天守閣木造復元工事完成期限：平成32年7月31日</li> <li>・石垣その他の部分の完成期限：※工程表のパートのエンドが不明確 【3/11質疑第1回No.12：石垣積み直しの終了時期はいつか】</li> <li>・3/17回答：平成41年6月30日完成予定です。</li> </ul>	1,23, 24,64			
木材	<p>原則、国産材を使用していること。調達困難な場合は代替案が提示されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国産材で調達可能な木材の材種、調達が困難な木材の材種の記載があり、調達が困難な材料の代替案（米ヒバ）が提案されている。</li> </ul>	59			

建物の規模					
大天守	構造・階数	木造地下1階地上5階	木造地下1階地上5階	33~38, 48,49	
小天守	構造・階数	木造地下1階地上2階	木造地下1階地上2階	39~41, 48,49	